

政令番号362 ジアフェンチウロン

各都道府県での農薬の使用先別使用量（令和2年度）

（E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。）

都道府県コード	都道府県名	使用量(kg/年)						
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他非農耕地	家庭園芸
1	北海道							
2	青森県							
3	岩手県							
4	宮城県							
5	秋田県							
6	山形県							
7	福島県							
8	茨城県							
9	栃木県							
10	群馬県							
11	埼玉県							
12	千葉県							
13	東京都							
14	神奈川県							
15	新潟県							
16	富山県							
17	石川県							
18	福井県							
19	山梨県							
20	長野県							
21	岐阜県							
22	静岡県			8.3E+3				8,300.0
23	愛知県			1.0E+2				100.0
24	三重県			1.5E+3				1,450.0
25	滋賀県			1.0E+2				100.0
26	京都府			5.0E+1				50.0
27	大阪府							
28	兵庫県							
29	奈良県			5.0E+1				50.0
30	和歌山県			5.0E+1				50.0
31	鳥取県							
32	島根県							
33	岡山県							
34	広島県			1.0E+2				100.0
35	山口県							
36	徳島県							
37	香川県							
38	愛媛県							
39	高知県							
40	福岡県			4.5E+2				450.0
41	佐賀県							
42	長崎県			1.5E+2				150.0
43	熊本県							
44	大分県							
45	宮崎県			1.0E+2				100.0
46	鹿児島県			2.2E+3				2,200.0
47	沖縄県							
	全国			1.3E+4				13,100.0